

我が国の省庁等、政府系機関からは日々多種多様な情報が発信されます。(株)現代文化研究所はその中から広くモビリティに関する注目情報を所定期間にわたりピックアップ、テーマを設定した上で、その切り口から関連情報を整理し、お伝えします。

【今週のテーマ/注目情報】

2020年の交通事故の主な特徴 (その2)

< 概要 >

(+ 件)、(+ 人)は前年から増加した数

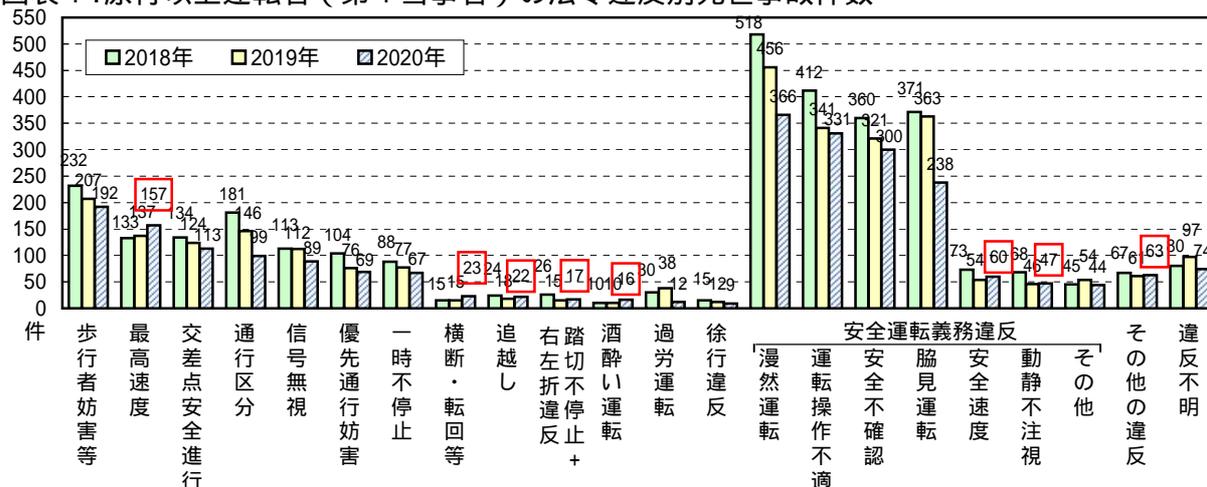
- ・2020年の法令違反による交通死亡事故件数は、原付以上運転者(第1当事者*)の場合、「最高速度」(+20件)、「横断・転回等」(+8件)、「酒酔い運転」(+6件)、「安全速度(徐行、減速不遵守)」(+6件)、「追越し」(+4件)、「踏切不停止+右左折違反」(+2件)、「動静不注視」(+1件)、「その他の違反」(+2件)で前年より増加した。(図表1)
- ・歩行中(第1・第2当事者)の法令違反別死者数は、「信号無視」(+27人)、「斜め横断」(+10人)、「路上作業」(+5人)、「駐停車車両前後の横断」(+2人)、「路上遊戯」(+2人)で前年より増加した(図表2)。

* 第1当事者：最初に交通事故に関与した事故当事者のうち最も過失の重い者

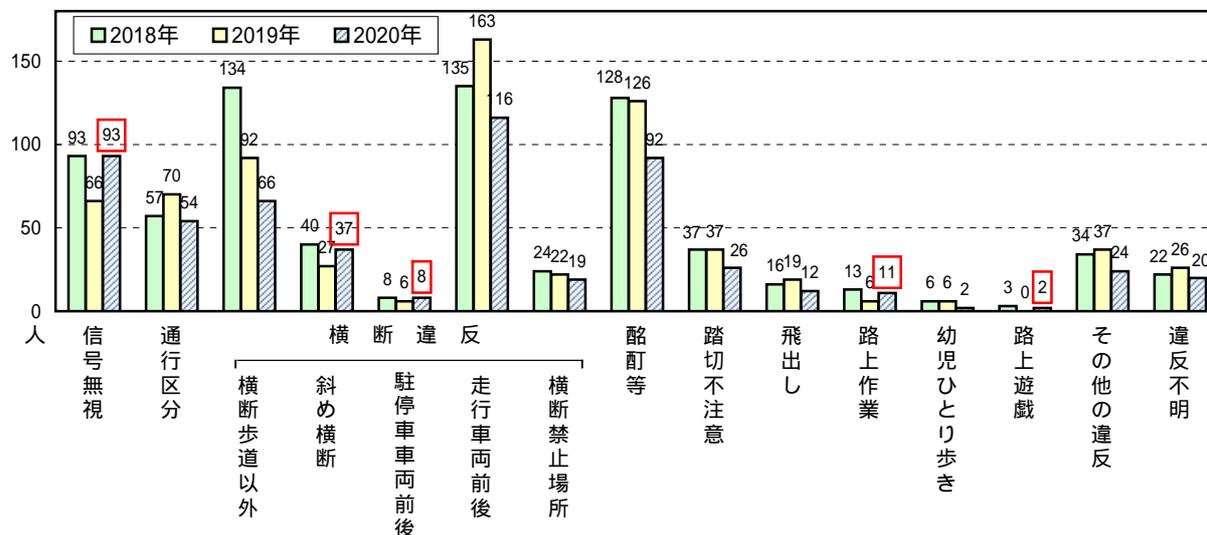
< 当社の視点 >

コロナ禍での、テレワークの普及/定着や生活移動範囲の縮小等により、「コロナ終息後も、モビリティの状況はコロナ以前には戻らない」という声も少なくない。交通事故問題の変化点の確認に資するため、コロナ禍での交通事故の発生状況を今後も継続観測する。

図表1.原付以上運転者(第1当事者)の法令違反別死亡事故件数



図表2.歩行中(第1・第2当事者)の法令違反別死者数



出典：警察庁「交通事故統計」